

令和 7 年度 山梨県ポッドキャスト制作・配信業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 1 9 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称

令和 7 年度 山梨県ポッドキャスト制作・配信業務

（2）業務内容

仕様書等で定める内容であること。

（3）履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

②地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く）

（2）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年山梨県告示第 6 7 号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（3）この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

（4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（5）（1）から（4）までに掲げる者のほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札関係資料の交付について

（1）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山梨県高度政策推進局広聴広報グループ（山梨県庁本館 3 階）

電話番号：０５５－２２３－１３３８

E-Mail：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和７年９月３０日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）に定める県の休日（以下、県の休日という。）を除く毎日、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで、３（１）の場所において交付する。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、事前に３（１）の電話番号に連絡をした上で、令和７年９月３０日（火）午後１時までに３（１）のメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファックス番号）及び担当者名を送信すること。

なお、交付は電子メールへの返信により行うので、受領したいメールアドレスから送信すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和７年９月３０日（火）午後５時までに必着で３（１）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。持参の場合は、県の休日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに提出すること。

(4) 入札説明会について

実施しない

(5) 入札及び開札の日時及び時間

①日時 令和７年１０月１５日（水）午前１０時

②場所 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県庁防災新館４階４１０会議室

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

① ２の一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき

② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

③ 入札の金額、指名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認しがたいとき

④ ①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき

(8) 落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号、以下、「規則」という。）第１２７条第１項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、別に定める期限までに納付すること。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除するものとする。免除を希望する場合は、規則第109条の2各号に該当することを証する書面を提出すること。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 入札結果（入札者名、入札額、落札者名等の情報）は、原則として、県ホームページにおいて公表する

(8) その他

落札者が契約締結までの間に、2に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他詳細は、入札説明書による。